

第 67 回横浜市港湾審議会議事録

日 時	令和元年 12 月 9 日（月） 14：00～14：40
開催場所	ロイヤルホールヨコハマ 3階 セレナーデ
出席者 (敬称略) (24名)	<p>中尾 睦委員 (横浜税関長)</p> <p>北澤 潤委員 (横浜検疫所長)</p> <p>加藤雅啓委員 (関東地方整備局副局長)</p> <p>糸井一幸委員 (京浜港長)</p> <p>川嶋康宏委員 (一般社団法人海洋調査協会会長)</p> <p>池田龍彦委員 (放送大学副学長)</p> <p>横内憲久委員 (日本大学名誉教授)</p> <p>東 幾世委員 (株式会社テレビ神奈川取締役総務局長)</p> <p>望月高德委員 (横浜市会国際・経済・港湾委員会委員長)</p> <p>黒川 勝委員 (横浜市会国際・経済・港湾委員会副委員長)</p> <p>福島直子委員 (横浜市会国際・経済・港湾委員会副委員長)</p> <p>大須賀由紀委員 (横浜船主会会長)</p> <p>藤木幸夫委員 (横浜港運協会会長)</p> <p>小此木歌藏委員 (神奈川倉庫協会会長)</p> <p>藤木幸三委員 (横浜エゼント会会長)</p> <p>飯泉牧太郎委員 (横浜回漕協会会長)</p> <p>藤木幸太委員 (横浜港湾荷役協会会長)</p> <p>石黒明博委員 (京浜海運貨物取扱同業会会長)</p> <p>金子浩行委員 (全日本海員組合関東地方支部地方支部長)</p> <p>東海和男委員 (横浜港湾労働組合連合会中央執行委員長)</p> <p>鈴木誠一委員 (全日本港湾労働組合関東地方横浜支部執行委員長)</p> <p>船藏和久委員 (東京湾水先区水先人会会長)</p> <p>調枝和則委員 (三菱重工業株式会社横浜製作所長)</p> <p>上野 誠委員 (公益社団法人横浜貿易協会会長)</p>
欠席者 (敬称略) (5名)	<p>吉田晶子委員 (関東運輸局長)</p> <p>中崎 敦委員 (神奈川県警察本部交通部長)</p> <p>内田裕子委員 (ハーベイロード・ジャパン副代表、経済ジャーナリスト)</p> <p>河野真理子委員 (早稲田大学法学学術院教授)</p> <p>山田比都美委員 (市民委員)</p>
開催形態	【議題】公開 (傍聴者 1名／報道 5名)
議 題	<p>1 横浜港港湾計画の軽易な変更</p> <p>2 横浜港臨港地区内の分区の変更</p> <p>3 令和元年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定</p>

<p>決定事項</p>	<p>1 横浜市港湾審議会は、横浜港港湾計画の軽易な変更について、原案のとおり了承する旨の答申を行った。</p> <p>2 横浜市港湾審議会は、横浜港臨港地区内の分区の変更について、原案のとおり了承する旨の答申を行った。</p> <p>3 横浜市港湾審議会は、令和元年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について、原案のとおり了承する旨の答申を行った。</p>
<p>議 事</p>	<p>【議事録署名人の指名】 横浜市港湾審議会の運営に関する規程第8条に基づき、今回の議事録署名人として、池田龍彦委員、横内憲久委員が川嶋委員長から指名された。</p> <p>【議題1】 横浜港港湾計画の軽易な変更 【議題2】 横浜港臨港地区内の分区の変更</p> <p>議題1と議題2は、関連する内容のため合わせて審議され、事務局から「横浜港港湾計画の軽易な変更」及び「横浜港臨港地区内の分区の変更」について説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承する旨の答申を行った。</p> <p>質疑は以下のとおりである。</p> <p>(池田委員)</p> <p>金沢地区の緑地計画について、2点ご質問とお願いがあります。福浦地区は、先ほどご説明がありましたように、横浜市の六大プロジェクトで新しい形の臨海の工業用地造成ということで、もう50年以上前に計画され実施をされ、これまでこのような被害はなかったということだと思います。今回大きな浸水被害が出たのは大変残念なことです。1点目として、被害が起きたところをまず緑地として計画し整備をするということが今回の軽易な変更ですが、横浜の港は直線距離にして25kmもあって埋立地もかなりあるということで、この50年間この緑地計画がないまま過ごしてきたところ、私たちが反省しなくてはいけないのではないかと思います。今回の計画には全く異論はないのですが、港湾計画の普段の見直しで、他のところが同じようなことがないように見直しを順次行っていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>2点目は、新たに復旧する断面についてまだ予算もついていない段階での仮の設計の図面を見せていただいたということですが、私もこの被災現場を見に行きました。ちょうど台風19号が来る直前だったのですが、2重3重の土嚢による防御をやっておられて、これが非常に成功したということをご報告されましたが、その通りだと思います。ただ、護岸の前いわゆるコンクリートの消波ブロック、異形ブロックが施工されたところでは少なくとも構造物の被害はなく、前に何も置いてなかったところがパラペット部分が折れてしまったということがありますので、先ほどの図面では構造的には鉄筋コンクリートでスリット型の設計にはなっていましたが、鉄筋コンクリートの場合の耐用年数は、無筋の異形ブロックと比べると限度がありますので、実施にあたっては色々な検討をされて、将来長い期間に渡って有効に作用するというを技術的に検討されるといいと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>できてから40数年たっていますが、このように護岸の上部工が波によって崩壊するといったことは初めてです。想定外の10mの高波が押し寄せたということで、地球温暖化の影響かもしれません、台風の勢力が強くなってきています。このようなことが起こらないよう、国交省の国土技術政策総合研究所等の皆さんのお知恵もお借りして、最近できた九州の別府や、横須賀の馬堀海岸で実績がある直立の消波ブロックを使った案で</p>

	<p>復旧しようと考えています。復旧する護岸の高さについても、観測史上最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風の潮位と今回の台風 15 号の高波の高さ、そして大潮の満潮位、これらの高さを今回採用し守っていこうと考えています。</p> <p>ご質問の、他のところにもこういった検討をするのかということですが、ぜひ今回他の地区についても同じように検討を行って、必要なところについてはまず復旧の段階で当然行い、大丈夫なところについても順々に直していきたいと考えています。</p> <p>今回なぜこの地区だけ緑地を港湾計画に位置付けるのかについては、臨港地区の外に港湾施設を位置づけるという作業を行っていなかったため、大臣承認という形で位置付け、国の補助金などもいただきながら整備をしていくということです。復旧の構造の検討も国の国土技術政策総合研究所や港湾空港技術研究所の皆さんのご意見を聞きながら行っており、最先端の委員会でも議論をしていますので大丈夫だと思っています。万が一想定外が起きても大丈夫なように背後に防潮堤も築いていますので、これであれば大丈夫であると確信しています。</p> <p>【議題 3】 令和元年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定 事務局から「令和元年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定」について説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承する旨の答申を行った。</p> <p>質疑は特になし</p>
<p>配付資料</p>	<p><配付資料></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会議次第 2 横浜市港湾審議会条例 3 横浜市港湾審議会の運営に関する規程 4 横浜市港湾審議会委員名簿 5 港湾環境整備負担金関係法令 6 横浜港港湾計画書（案）－ 軽易な変更 － 7 横浜港港湾計画資料（案）－ 軽易な変更 － 8 横浜港臨港地区内の分区の変更（案） 9 横浜港港湾計画の軽易な変更及び横浜港臨港地区内の分区の変更（説明資料） 10 港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について（案） 11 港湾環境整備負担金対象工事の指定に関する付属資料（案）